

第5章 勤務条件関係等業務

1 勤務条件

(1) 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（昭和35年岡山県人事委員会規則第16号）を次のとおり改正した。

ア 短時間勤務職員の年次休暇

育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員及び一般職の任期付短時間勤務職員の年次休暇付与は、任用期間に応じて付与することとした。

（適用：平成21年1月1日）

イ 勤務時間の短縮

- ・ 職員の勤務時間を1日当たり7時間45分とすることとした。
- ・ 時間単位で使用した年次休暇は7時間45分をもって1日と換算することとした。

（適用：平成21年4月1日）

ウ 特別休暇

裁判員の参加する刑事裁判に関する法律が施行されることに伴い、職員が裁判員として刑事裁判に参加する場合に特別休暇を与えることとした。

（適用：平成21年5月21日）

(2) 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の運用について（昭和36年岡人委第42号）を次のとおり改正した。

勤務時間の短縮に伴い規定を整備するとともに、年次休暇の残日数に1時間未満の端数があり、そのすべてを使用するときは当該残日数のすべてを使用することができることとし、時間単位で取得することのできる特別休暇についても年次休暇と同様とした。

（適用：平成21年4月1日）

2 その他

(1) 職員の育児休業等に関する規則（平成4年岡山県人事委員会規則第6号）を次のとおり改正した。
勤務時間の短縮に伴い、育児短時間勤務を行う場合の勤務時間についても短縮した。

（適用：平成21年4月1日）

(2) 公益法人等への職員の派遣等に関する規則（平成14年岡山県人事委員会規則第2号）を次のとおり改正した。

・規則の題名を「公益的法人等への職員の派遣等に関する規則」に改める等、規定を整備した。

（適用：平成20年12月1日）

・職員を派遣することができる公益的法人等への追加及び削除を行った。

（適用：平成21年4月1日）

(3) 職務に専念する義務の免除の取扱いについて

職員が教育職員免許法（昭和24年法律第147号）に基づく免許状更新講習又は文部科学大臣が予備講習として指定した講習を受ける場合を、職務に専念する義務の特例に関する規則（昭和28年人事委員会規則第10号）第2条第6号の「人事委員会が必要と認める場合」に該当するものとして職務に専念する義務を免除することができることとした。

（適用：平成20年6月17日）